

マーケティング創造研究会 利用規約

本利用規約(以下「本規約」という。)は、一般社団法人マーケティング共創協会(以下「当協会」という。)が運営する「マーケティング創造研究会」(以下「本研究会」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)との間で適用します。

第1条(目的)

マーケティング創造研究会は、社会を豊かにするための商品開発に役立つマーケティング情報を提供し、講師・企業間の情報交換の場や交流を通じ、新たなマーケティングの共創をその目的とします。

第2条(CMSメンバーの申し込み)

本研究会の利用希望者(以下「利用希望者」という。)で、年間契約による継続的利用を希望される利用者(以下「CMSメンバー」という。)は、当協会のサイト(<http://www.marketing.or.jp/>(以下「本サイト」という。))上に掲載するCMSメンバー手続、または当協会の定めるその他の手続に従って、CMSメンバー登録申込を行ない、勤務先等の所属団体(以下「所属団体」という。)、所属部署、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスその他当協会の別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下「登録情報」という。)を利用申込フォームに記載して所定の方法により提出するものとします。CMSメンバー申込フォームの受信後、当協会よりCMSメンバー登録を許諾する旨と、年間契約料の支払方法を電子メールまたは書面にて通知するものとします。当協会とCMSメンバーとの年間契約(以下「年間契約」という。)は、年間契約料の入金を確認した時に有効に成立したものとみなします。なお、振込手数料は利用者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。ただし、CMSメンバーの登録がただちに利用者資格を有するものではありません。

第3条(CMSメンバーの種類)

CMSメンバーは、基本として所属団体の部署単位となります。部署の人員が10名以下の場合、または個人の特別の要望により登録を希望する場合、CMS個人登録メンバーとして登録することができます。その場合、登録された個人にのみCMSメンバーとしての権利が付与されるものとします。

第4条(本研究会の申し込み)

当協会と利用希望者間の本研究会の提供に係る契約(以下「CMS契約」という。)は、利用希望者が本サイト上に掲載する手続、または当協会の定めるその他の手続に従って、利用申込を行ない、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスその他当協会の別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下「登録情報」という。)を利用申込フォームに記載して所定の方法により提出した時点で効力が発生します。利用申込フォームの受信をもって、正式なお申込といたしますが、フォームの受信が直ちに利用者資格を有するものではありません。利用希望者が、本研究会に所属団体を通じて申し込む場合、所属団体と各利用希望者は連帯して、本規約の全ての規定に同意したものとみなされます。

第5条(本研究会利用申し込みの承諾)

1. 当協会は利用希望者より、本サイト上に掲載する手続、または当協会が定める他の手続によって、利用申込を受けた時、利用希望者に対して、本研究会の利用を許諾する旨を、また必要に応じて利用料金の支払い方法を電子メール又は書面にて通知するものとします。
2. CMS契約は、当協会から利用希望者本人またはその代理人に対し、お申込研究会の開催日3日前までにお送りするメール(以下「受講票」という。)を通知した時に有効に成立し、利用希望者は、本規約の定めに従い利用者(以下「利用者」という。)たる資格を取得するものとします。
3. 講座開催日の前日を1日前とする。

第6条(利用費用)

1. 利用希望者は、当協会が本サイト上、またはその他で提示する利用料金を支払うものとします。
(1)年間契約により定められた席数分の支払いは、年間契約料に含まれるものとします。
(2)CMSメンバー以外の利用希望者に対しては、利用申込フォームの受信後、当協会より利用料の支払方法を電子メールまたは書面にて通知するものとします。当協会の指定する期日、金額、指定口座に従い、支払うものとします。なお、振込手数料は利用希望者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

第7条(個人情報等の取扱い)

1. 協会は、個人情報を、協会が定めるプライバシーポリシー(URL:
<http://www.marketing.or.jp/privacy/privacy.shtml>(一般社団法人マーケティング共創協会))、に従い、適切に取り扱います。
2. 前項の各プライバシーポリシーに定める他、協会は、利用申込フォーム及びCMSメンバー申込フォーム記載の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他利用者がマーケティング創造研究会を通じて協会に提供する個人情報を、利用者に対する通知、連絡、請求、本人確認、与信管理、協会が実施する広告・広報活動、その他マーケティング創造研究会の運営、管理を行う目的で利用するものとします。

第8条(本研究会の内容に対する権利)

1. 利用者は本研究会の内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、利用者個人の私的利用の範囲で使用するものとします。
2. 利用者は本研究会の内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用承諾等を行ってはならないものとします。

第9条(利用資格の中断・取り消し)

利用者が以下の項目に該当する場合、当協会は、事前に通知することなく、直ちに年間契約もしくはCMS契約を解除し、当該利用者の利用者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

また以下の1、2、3、4、5、6、7に該当する場合は、利用料金の返金はいりません。

1. 利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
2. 本研究会の内容を適切に理解できない可能性がある場合。その他当協会が本研究会の利用者としての適格性に欠けると判断した場合
3. 営利、またはその準備を目的とした行為、その他当協会が別途禁止する行為を行った場合
4. 当協会の許可のないビデオカメラ、テープレコーダー等の録音、録画を行った場合
5. 利用者または利用者の勤務先など所属団体に対する破産、民事再生その他倒産手続の申立があった場合。または利用者が後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
6. 本規約に違反した場合
7. その他、利用者として不適切と当協会が判断した場合

第10条(本研究会の中止・中断及び変更)

1. 当協会は本研究会の運営上やむを得ない場合には、利用者に事前に通告なく、本研究会の中止・中断をできるものとします。
2. 前項の場合には、当協会は本研究会の中止または中断後14営業日以内に、当該研究会についての利用料を返金します。但し当協会の責任は支払い済みの利用料の返金に限られるものとし、その他いっさいの責任を負いません。

第11条(返金)

1. 利用者は、キャンセル有効期間(2日以前の営業日時内(月～金 9:30～17:00、祝日を除く))にメ

ール・FAX または緊急を要する場合には電話で届出することにより、本研究会の利用を中止することができます。なお、このキャンセル有効期間を過ぎてのキャンセルの場合は、利用権が消滅するか、または有料利用の場合はキャンセル料として利用費の100%を請求させていただきます。なお、利用中止はその後の再利用申込を妨げません。

2. また返金の際の振り込み手数料は利用希望者の負担とします。

第12条(保証)

本研究会は、利用者が研究会の内容を習得すること、または本研究会で示された業績や能力等の成果を得ることを保証するものではありません。

第13条(譲渡禁止)

1. 利用者は、本規約及び個別契約に定める権利又は義務の一部若しくは全てを第三者に譲渡又は承継してはならず、また、利用者としての資格を第三者に使用させ、貸与、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供するなどの行為はしてはならないものとします。

2. 本研究会の利用に関しては、CMSメンバーである所属部署内に限り、事前または当日の届け出をもって利用資格を譲渡することを承諾するものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、第1条(目的)に定める目的を達成するために必要であると協会が認めた場合には、利用者は、協会の承諾を得た上で、利用者の子会社や利用者が発起人となって新たに設立する会社等に前項の権利又は義務の一部若しくは全てを譲渡できるものとします。

第14条(損害賠償)

1. 利用者が本研究会に起因、または関連して当協会に対して損害を与えた場合、利用者はいっさいの損害を補償するものとします。

2. 本研究会に起因してまたは関連して、利用者と他の利用者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、利用者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第15条(管轄裁判所)

CMS契約をめぐる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第16条(規約違反)

1. 利用者が本規約に違反すると当協会が判断する場合、当協会は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該利用者の利用者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

2. 前項の定めは、当該違反により当協会が被った損害にかかる賠償請求を妨げないものとします。

第17条(本規約の変更)

1. 当協会は本規約の内容を利用者に対して予告なく変更する場合があります。この場合、利用者は本サービスの内容および条件について変更後の規約に従うことに同意するものとします。

2. 変更後の規約については、当協会WEBサイトに掲示するものとします。

附則 本規約は2013年4月1日に制定し、同日施行します。